

## 消費税 10%に伴う住宅ローン控除の特例

消費税の税率引上げに伴う住宅取得に対する支援措置として、個人が住宅の取得等をして2019年10月1日から2020年12月31日までの間に居住の用に供した場合の住宅ローン控除の特例が創設されました。

### 《住宅ローン控除の期間が最大 13年に》

住宅ローン控除の特例は、個人が「特別特定取得」に該当する住宅の取得等をし、かつ、その家屋を2019年10月1日から2020年12月31日までの間にその者の居住の用に供した場合に、適用年の11年目から13年目までの各年における控除額として税額控除の適用を受けることができるものです。

適用年の11年目から13年目までの各年の住宅ローン控除は、次の①または②のいずれか少ない金額を控除することができます。

- ① 住宅借入金年末残高×1%
- ② 建物購入価格×2%÷3年

なお、適用年の1年目から10年目までの10年間は、従来の住宅ローン控除を受けることができます。

### 《「特別特定取得」に該当する住宅の取得等》

住宅ローン控除の特例では、個人が住宅の取得等で「特別特定取得」に該当するものを要件としていますが、この「特別特定取得」とは、住宅の取得等に係る対価の額または費用の額に含まれる消費税額等が、税率引上げ後の10%の税率を課される場合の住宅の取得等をいいます。

なお、「特別特定取得」に該当する場合には、確定申告書に工事の請負契約書の写しや売買契約書の写し等で「特別特定取得」に該当する事実を明らかにする書類を添付する必要があります。